

●香川県告示第534号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

三豊市詫間町香田80番地

神島化学工業株式会社 詫間工場 常務取締役工場長 布川 明

(2)事業場の所在地及び名称

三豊市詫間町香田80番地

神島化学工業株式会社 詫間工場

(3)変更しようとする事項の内容

排出水量の増加（既に手続済）に伴い、従来の排水口では溢流のおそれがあることから、排水管を1本増設し、それに伴い排水口を1箇所増設するとともに、処理の安定化等のため、中和処理施設の構造を変更する。

(4)特定施設に関する事項

変更無し。

(5)汚水等の処理施設に関する事項

種	類	中和処理施設			
能	力	(変更前)37,500m ³ /日(変更後)55,000m ³ /日			
汚水等の処理方式		中和処理			
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後			
	工事完成予定年月日	許可後30日			
	使用開始予定年月日	工事完了後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用			
処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5～10.5	5～10.5	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	2.5	4.0	2.5	4.0
	化学的酸素要求量 (mg/l)	2.5	4.0	2.5	4.0
	浮遊物質 (mg/l)	25	50	5	20
	窒素含有量 (mg/l)	3	50	3	50
	りん含有量 (mg/l)	0.1	0.5	0.1	0.5

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	33,911	37,411	33,911	37,411
--------------------------------	--------	--------	--------	--------

(6) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 、 23 排 水 口	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	2.5	4.0
	化学的酸素要求量 (mg/l)	2.5	4.0
	浮遊物質量 (mg/l)	5	20
	窒素含有量 (mg/l)	3	50
	りん含有量 (mg/l)	0.1	0.5
	排出水の量 (m ³ /日)	33,911	37,411

他に、排水口が21箇所（雨水専用19箇所）ある。

（備考）今回、特定施設の設置・変更等はなく、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量の変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年11月16日から同年12月7日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市市民部環境衛生課